

枚方市里山保全活動補助金交付基準

- 第1 この基準は、枚方市里山保全活動補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第6条に基づき、要綱で使用する申請書等の様式、その他の要綱施行に際し必要な基準を定めることを目的とする。
- 第2 要綱第3条第1項の各号の要件の詳細については、以下のとおりとする。
- (1) 第1号の「樹林地」には、樹林地内に存する農地を含むものとする。
 - (2) 第1号の「作業道、あぜ道及び水路の簡易な補修」とは、機械等を用いず人力で行う軽易な作業で、間伐材等の現地の資材を可能な限り使用して行う仮設的な補修とする。
 - (3) 第2号の「月1回程度、継続的に補助対象事業を行うこと」とは、月1回程度を基本とするが、夏季における作業の困難性や作業予定日が、雨天により中止と成る場合等を考慮して、年間6回以上の活動を行うこととする。
 - (4) 第4号の「その他里山の保全に係る知識及び技術を有する者」とは、補助対象事業実施に係る指導者を育成すると認められる講習、研修等を修了した者とする。
 - (5) 第5号の安全講習会とは、本市が実施する里山保全活動に伴う間伐等の林業作業の安全技術に関する講習をいう。
 - (6) 第6号の「傷害保険等」とは傷害保険及び賠償保険とする。
 - (7) 第7号の「地権者等」とは、活動場所の権利を有する者（森づくり委員会等の協働で里山保全に取り組む組織がある場合は同組織を含む。）とする。
- 2 要綱同条第2項の各号の要件の詳細については、以下のとおりとする。
- (1) 第1号の市長が定める要件とは、第3号から第6号までの「構成員」は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）で定義されている役員及び社員と読み替えることができる。
 - (2) 第2号の「市と協働して、里山保全に関する普及・啓発活動をすることができるもの」とは、里山保全に係る市民向けの研修会、講習会の開催や、市が開催するイベントに際して里山保全のパネル展示を行うなど、市と協働して普及・啓発活動を行うこととする。
- 第3 要綱第5条の規定による維持管理活動及び普及・啓発活動の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）については、別表の補助対象経費ごとの詳細基準を満たすこととする。
- 第4 要綱第5条に定める補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「補助申請団体」という。）は、第5に定める間に、所定の申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 里山保全活動計画書
 - (2) 里山保全活動収支計画書
 - (3) 里山保全活動団体の概要書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 第5 補助金の交付の申請時期
補助金の交付の申請時期は、4月1日から4月30日までの間とする。
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に規定する休日を除く。

- 第6 申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。
- 2 交付の決定を行う場合において、各補助申請団体の交付申請額の総額が当該年度の本補助金に係る予算額を超える場合は、各補助申請団体の交付申請額の比率により、予算額を按分した額で交付決定する。
 - 3 交付申請額の増額に係る変更承認申請を行った補助申請団体（以下、「増額団体」という。）に対して交付決定の増額変更を行う場合において、各補助申請団体の変更後の交付申請額の総額が当該年度の本補助金に係る予算額を超える場合は、予算額から、増額団体の当初交付申請額の総額とそれ以外の補助申請団体の変更後の交付申請額の総額を差し引き、各増額団体の増額金額の比率によりその残額を按分した額を加えて変更を行う。
 - 4 補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。
- 第7 交付決定後に軽微な変更をおこなえるものは、以下のとおりとする。
- (1) 補助対象経費の配分に係る変更で、補助事業費の1割未満である場合とする。
 - (2) 補助事業の内容の変更で、交付申請時と同一性が認められる範囲の場合とする。
 - (3) 交付申請額の変更で、交付決定を受けた額の1割未満である場合とする。
- 第8 補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請団体に通知する。
- 第9 申請団体は、通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げは、通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。
- 第10 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の変更（軽微な場合を除く。）をしようとする場合には、補助事業の変更に係る申請を行わなければならない。
- 2 補助団体は、補助事業を中止し、又は取り止めようとする場合には、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。
 - 3 第1項の規定による補助事業の変更に係る承認の申請があった場合において必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付の決定に係る内容を変更することがある。
- 第11 補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員による実地調査、又は補助団体に必要な書類の提出を求めることがある。
- 第12 補助団体は、補助金の交付の決定を受けた年度の第13に定める間に、補助事業の成果を記載した実績報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、収支決算書その他必要な書類を添付しなければならない。

第13 実績報告書の提出時期

実績報告書の提出時期は、2月1日から3月31日までの間とする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

第14 実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助金の額を補助団体に通知する。

第15 補助団体は、通知を受けたときは、速やかに、所定の請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求書には、必要な書類を添付しなければならない。

第16 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

(1) 補助団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助団体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他要綱に違反したとき。

(3) 補助事業の成績が不良と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、適当でないと認めたとき。

第17 補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

第18 補助団体は、許可無く補助金により取得した財産を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第19 補助団体は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び証拠書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第20 要綱において使用する申請書等の様式は、次の各号によるものとする。

(1) 枚方市里山保全活動補助金交付申請書 様式第1号

(2) 里山保全活動計画書 様式第2号

(3) 里山保全活動収支(計画・決算)書 様式第3号

(4) 里山保全活動団体の概要書 様式第4号

(5) 枚方市里山保全活動補助金実績報告書 様式第5号

(6) 里山保全活動報告書 様式第6号

(7) 枚方市里山保全活動補助金交付請求書 様式第7号

(8) 枚方市里山保全活動補助金変更承認申請書 様式第8号

(9) 枚方市里山保全活動補助金(交付申請取下げ、補助事業の中止・取り止め)届出書
様式第9号

(10) 枚方市里山保全活動補助金交付決定通知書 様式第10号

(11) 枚方市里山保全活動補助金交付決定変更通知書 様式第11号

(12) 枚方市里山保全活動補助金変更承認通知書 様式第12号

(13) 枚方市里山保全活動補助金交付額確定通知書 様式第13号

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第1) 補助対象経費ごとの詳細基準 (本表は、補助対象経費の種別ごとの基準を定める。)
(維持管理活動)

補助対象経費	種 別	購 入 額 の 上 限	仕 様 等
①鋸、鎌等の 道具及び燃料の 購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・鋸 (替刃式 本体、替刃) ・鎌、ナタ、砥石 ・刈払機 (本体、替刃、修理メンテナンス) ・チェーンソー (本体、替刃、修理メンテナンス) ・防護ゴーグル ・面、ヘルメット ・燃料 ・その他 		
②けが等の応急 処置に要する医 療材料の購入に 係る経費	救急箱 (医薬品含む)	10,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体 1 個を上限とします。(補助回数は 1 回) ・医薬品は応急処置に係るものに限りします。
	救急用品 (医薬品)	5,000 円	救急箱補助の次年度以降の応急処置に係る医薬品の補充用とします。
③土嚢袋、縄等 の資材の購入に 係る経費	土嚢袋、縄等		<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に補助対象事業の範囲内の活動計画を記載し、それに必要な資材及びその金額を記入してください。(計画内容により個別に審査します。) ・資材については、間伐材等の現地の資材を可能な限り使用し、また、環境に配慮した資材を使用するよう努めてください。 例) 麻製の土嚢袋、案内板の資材など
④救命講習の受 講にかかる経費	救命講習の受講料	上限金額 2,000 円/人	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体、毎年 1 人の受講とします。
⑤チェーンソー 又は刈払機の安 全に係る教育の 受講に係る経費	チェーンソー又は刈払機の安全に係る教育の各受講料	上限金額 10,000 円/ 各 1 講習	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業でチェーンソー又は刈払機を使用する構成員を対象とします。 ・各団体、各講習 1 回ずつの受講とします。
⑥傷害保険等の 加入に要する保 険料の経費	補助対象事業に必要な傷害保険、賠償保険等	上限金額 1,200 円/人	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に参加した構成員を対象とします。

※上記以外については、協議によるものとする。ただし、補助金の額については、要綱別表第1によるものとする。

※「救命講習」とは、消防本部によって行われる「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日 日消防救第41号 都道府県知事あて 消防庁次長）に基づく「普通救命講習」及び「上級救命講習」または日本赤十字社によって行われる「赤十字救急法基礎講習」及び「赤十字救急法救急員養成講習」をいう。

※「安全に係る教育」とは、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第39条に基づく安全衛生特別教育規定（昭和四十七年十月一日）第10条及び第10条の2に規定する「伐木等の業務に係る特別教育」及び労働省労働基準局長通達「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」（基発第六十六号 平成十二年二月十六日）に基づく「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」をいう。

（別表第2）補助対象経費ごとの詳細基準（本表は、補助対象経費の種別ごとの基準を定める。）

普及・啓発活動の経費は補助金上限額の内50,000円以内とする。

（普及・啓発活動）

補助対象経費	種 別	購 入 額 の 上 限	仕 様 等
会場等の借りに係る経費	・会場等		・活動計画書に補助対象事業の範囲内の活動計画を記載し、それに必要な会場等の借上げ金額を記入してください。
②講師等に係る経費	謝礼等（交通費含む）		・補助事業に必要な講師等の謝礼等に係るものに限ります。
③資料等の印刷、材料の購入に係る経費	印刷、材料代等		・補助事業に必要な資料の印刷代や材料の購入に係るものに限ります。
④カメラ、拡声器等の機材の購入の経費	カメラ、拡声器等	機材の総合計金額は、20,000円以内とする。	

※上記以外については、協議によるものとする。ただし、補助金の額については、要綱別表第2によるものとする。